



2024年1月10日  
東海電子株式会社

アルコールチェックをしないとエンジンがかからない  
車載型飲酒運転防止システム『呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置』出荷実績  
累計出荷実績 3200 台を超えるも、前年から一転減少となる

アルコール検知システム、IT点呼システム、自動点呼システム、運行管理システムを開発・販売する東海電子株式会社(本社：静岡県富士市 代表取締役 杉本 哲也)は、この度、運転前にアルコールチェックを行い、検知されるとエンジンがかからない車載型飲酒運転防止システム『呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置』の2023年度の実績と普及状況(2023年12月29日時点)をお知らせ致します。

### 1) 2023年時点のトラック業界における飲酒運転実態

2011年5月1日、点呼におけるアルコール検知器の使用の義務化が施行されてから10年が経過しました。現在、法令上、トラック、バス、タクシー等8万を超える運輸・交通事業者は、必ず、アルコール検知器を設備として事業所に備え、点呼時の酒気帯び確認時に、これを使用しなければなりません(別紙1)。また、遠隔地での電話点呼においても、アルコール検知器を使用しなければならないとされており、アルコール・インターロックは特に、「自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる」機器として明確に位置づけられています(別紙2-1,2-2)。

このように、アルコール検知器の義務化とは、いかなる点呼においても必ずアルコール検知器が使われており、点呼が100%実施されていれば、誰一人として酒気を帯びたドライバーは路上には存在しない、まさに「飲酒運転ゼロ」を目指した規制強化でありました。

### 2) トラック業界における飲酒実態

ところが、アルコール検知器義務付けが行われたものの、近年、ゼロに向かうどころか、下げ止まり状態となっています。トラック業界にいたっては、直近では前年比増という事態になっています(別紙3)。特に、2019年に国土交通省、運輸安全委員会から公表された事故調査報告書によって、フェリー使用時のトラックドライバーのおそるべき飲酒実態が明らかとなり、「隠れた飲酒文化」に業界および社会が驚愕しました。

□2019年7月 大型トラクタ・バンセミトレーラの衝突事故(飲酒運転死亡事故)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/jikochousa/pdf/1783102.pdf>

□2020年11月 ロールオン・ロールオフ貨物船ちゅうらしま作業員死亡事故(飲酒起因)

[https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2020/MA2020-11-1\\_2019tk0028.pdf](https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2020/MA2020-11-1_2019tk0028.pdf)

### 3) 安全運転管理者選任事業所のアルコール検知器使用義務付け

2021年6月28日、千葉県で、悲痛な飲酒運転死亡事故が起きました。加害側が「白ナンバートラック」であったことから、警察庁・公安委員会は、再発防止のため、安全運転管理者選任事業所に対し、アルコール検知器使用を義務付ける道交法施行規則の改正を行い、このなかで、アルコール・インターロック等、車載タイプも、アルコール検知器の一種であるとされました。(別紙4)

#### 4) 呼気吹き込み式アルコール・インターロックの出荷実績

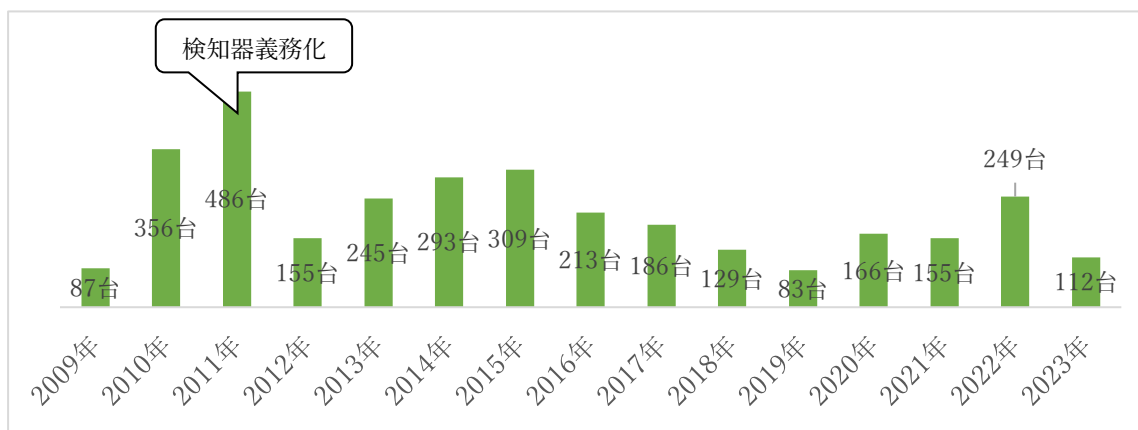
当社は、2009年9月から、運転前に呼気検査を行いアルコールが検知されるとエンジンがかからない飲酒運転防止システム「呼気吹き込み式アルコール・インターロック」を販売しています。現在、アルコール検知器は多種多様なものがありますが、「運転前に必ず呼気をチェックし記録を残し、検知したらクルマが動かない」、このような強制力のある検知器は、アルコール・インターロック装置だけです（別紙5）。

このように、他の検知器とは違う飲酒運転抑止力を持つアルコール・インターロック装置（製品名：ALC-ZERO）ですが、千葉県八街市の悲痛な飲酒運転事故や、その後続く白ナンバーアルコール検知器義務化の道交法施行規則改正にともない、あらためて注目されつつあります。

#### 【呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置 システムイメージ】

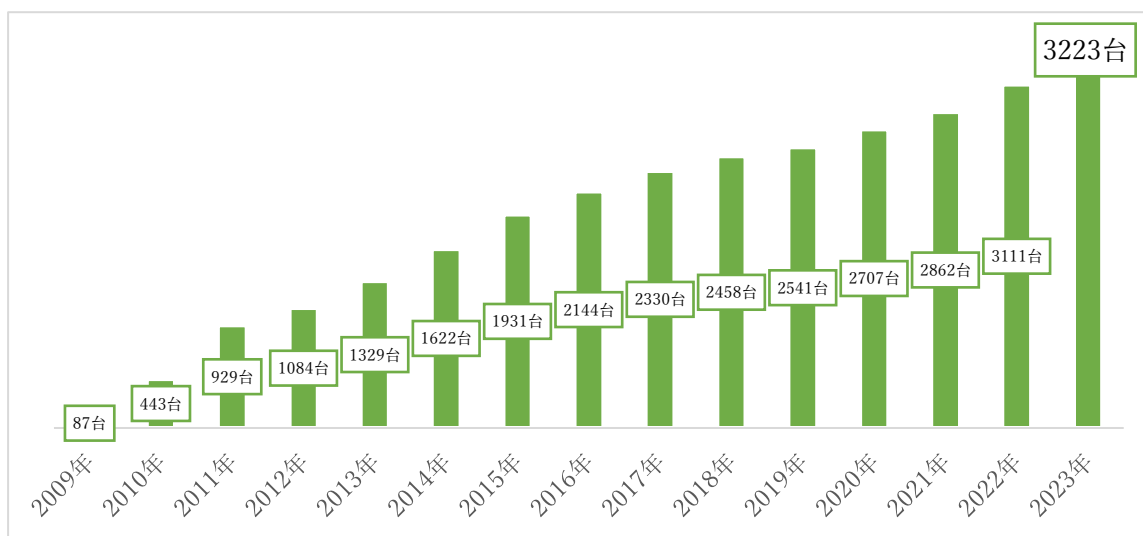


#### 【アルコール・インターロック装置 年度ごと実績】



2022年度に白ナンバー義務化の影響を受け大幅に台数を伸ばしましたが、一転、2023年度の実績は大幅に減少となりました。

## 【アルコール・インターロック装置 累計】



15年で累計（1月～12月起算）は3200台を超えました。

### 5) トラック協会の助成制度

全日本トラック協会においても、トラック業界での飲酒運転ゼロを目指し、このアルコール・インターロック機器を、例年、購入補助の助成金の対象としています。

<https://jta.or.jp/member/shien/anzen21.html>

また、各県ごとのトラック協会でも、独自でアルコール・インターロック装置への助成制度を設けているところがあります。

<2023年度各都道府県トラック協会助成金情報 2023年12月29日版>

[https://www.tokai-denshi.co.jp/topics/file.html?file\\_name=20231229131331\\_topic\\_file.pdf](https://www.tokai-denshi.co.jp/topics/file.html?file_name=20231229131331_topic_file.pdf)

また令和4年以降アルコール・インターロック装置は正式に「ASV補助金」の対象となっています。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc\\_05.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_05.html)

### 6) アルコール・インターロック、日本以外の状況

海外では商用車よりも、「飲酒運転違反者への罰則として、アルコール・インターロック装置を強制的に装着させる」方式が一般的です。米国では、未だに「毎年30万人」があらたにインターロック装着をさせられているほど、一般ドライバーによる飲酒運転が多い状態です。

【アルコール・インターロック装着レポート 2018年】

<https://transport-safety.jp/archives/1082>

欧州でも近年、EUの交通安全ビジョンのうち、EU加盟国へ、アルコール・インターロック装着を促す政策が促されている状況です。

【欧州におけるアルコール・インターロック法制化状況】

<https://etsc.eu/issues/drink-driving/alcohol-interlock-barometer/>

また、近年、韓国や台湾においても、アルコール・インターロックの導入が検討されているとの報道が一部あり、飲酒運転ゼロを実現する国際的な趨勢が注目されています。

【台湾 アジア初アルコールインターロック法規制】

<https://transport-safety.jp/archives/932>

【韓国 国会提出アルコールインターロック法、廃案に】

<https://transport-safety.jp/archives/1030>

## 7) 日本政府への提言

前述の 2019 年 7 月のトラックドライバーによる飲酒運転事故の調査報告書において

### 『(2) アルコール・インターロック装置

近年、運転者の飲酒運転を未然に防ぐための装置として、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術開発が進んでおり、このような装置が装備されていれば、本事故においても、運転者の呼気中のアルコール濃度などを計測し、エンジンの始動ができなくなることで、事故の発生を未然に防止できた可能性が考えられる。自動車メーカー、機器メーカー、国土交通省等の関係者においては、この種のシステムの確立等、予防安全対策装置の開発・普及に取り組む必要がある』とある。

また、本年 6 月 28 日の千葉県の飲酒運転死亡事故を受けて、千葉県知事が政府に対し、

「アルコール・インターロック装置や事故の回避及び被害の軽減が可能な 安全運転支援装置の普及に向けた取組の推進」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/press/2021/documents/r30701youbusyo.pdf>

と要望をあげています。

欧米のアルコール・インターロック装置の装着事例を鑑み、当社として、警察庁・公安委員会・国土交通省に対して、以下を提言したい。

1. 警察庁運転免許局および各都道府県公安委員会は、飲酒運転をした者に対し、運転免許停止後も運転の意思があり、自己車両所有者である場合、アルコール・インターロック装着を命ずることができる。また、事業用自動車による飲酒運転の場合、運輸支局長は、事業者に対し、全車両のアルコール・インターロック装着を命ずることができる。
2. 装置装着を命ぜられた個人および事業者は、期間中、全車両のインターロックデータを 1 ヶ月ごとに運輸局に提出し続けなければならない。2 年間装着されたアルコール・インターロックのメモリに、酒気帯び検知の履歴なきことを条件として、アルコール・インターロック装置の装着を解除する。
3. アルコール・インターロックの装着費用は、行政罰とみなし、本人事業者の自己負担とする。
4. すべての飲酒運転違反者に対し、AUDIT を実施し、かつ、アルコールに関する研修受講を義務づける。

当社は、年間2万人いる飲酒運転者へのアルコール・インターロック装着は、法制化されるべきと考えています。また、プロドライバーの飲酒運転ゼロの実現なくして、年間2万件以上もある日本の一般ドライバーによる飲酒運転ゼロ実現は不可能であるとも考えています。運輸行政は、決して、悪意ある市井の飲酒運転者に、「プロドライバーでさえ飲酒運転している」と言わせない政策を実現すべきである。

#### 8) 家族が飲酒運転をして困っている方へ

当社はアルコール・インターロックの社会実装を目指しています。社会実装とはすなわち、警察行政や運輸行政によるアルコール・インターロックの（補助金ではなく）、使用の義務化です。特に、飲酒運転違反者への強制装着が望まれますが、一方で、飲酒運転で捕まらずに日常的に飲酒運転を繰り返してしまう「個人」もいます。

昨年当社は、このような、家庭・家族問題としての飲酒運転防止活動として、個人へのアルコール・インターロック装着を受け付ける専用ウェブサイトを開設しました。

本サイトを開設してから、飲酒や飲酒運転の問題を抱えている家庭からの問い合わせや、装着が増えています。こちらもご確認ください。

Install  to our Society

飲酒運転を根絶するために | 日本のアルコール・インターロック事情 | 世界のアルコール・インターロック事情 | アルコール・インターロック装置 | 家族が飲酒運転をして困っている方へ | アルコール・インターロック法令案 | 飲酒運転防止テクノロジー

アルコール・インターロック  
社会実装と個人装着を推進する

特設サイト

アルコール・インターロック.com  
～飲酒運転加害者をゼロに～

飲酒したんだったら運転しなければいいのに。

<https://alcohol-interlock.com/>

本件に関する問い合わせ先：東海電子株式会社 営業企画部

東京都立川市曙町 2-34-13 オリピック第3ビル 203

E-mail: [kikaku@tokai-denshi.co.jp](mailto:kikaku@tokai-denshi.co.jp)

<http://www.tokai-denshi.co.jp>

# 貨物自動車運送事業法

## 輸送安全規則 第7条 点呼 4項より

4 貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

# 貨物自動車運送事業輸送安全規則の 解釈及び運用について より

(6)「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、**又は自動車の設置されているアルコール検知器を使用させ**、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む）で報告させることにより行うものとする。営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器**又は自動車の設置されているアルコール検知器を使用することによるもの**とする。

# 国土交通省

## 「アルコール検知器義務化に関してよくある質問」より

**Q7**

アルコール検知器に、自動車に備えられたアルコール検知器（アルコールインターロック装置）は含まれますか。

**A7**

アルコールインターロック装置も含まれます。

---

**Q8**

車庫に駐車してあるアルコールインターロック装着車両を用いて、酒気帯びの確認をする場合、点呼はどのように行えばよいですか。

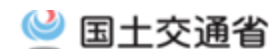
**A8**

運行管理者が車庫に出向き点呼を実施する必要があります。

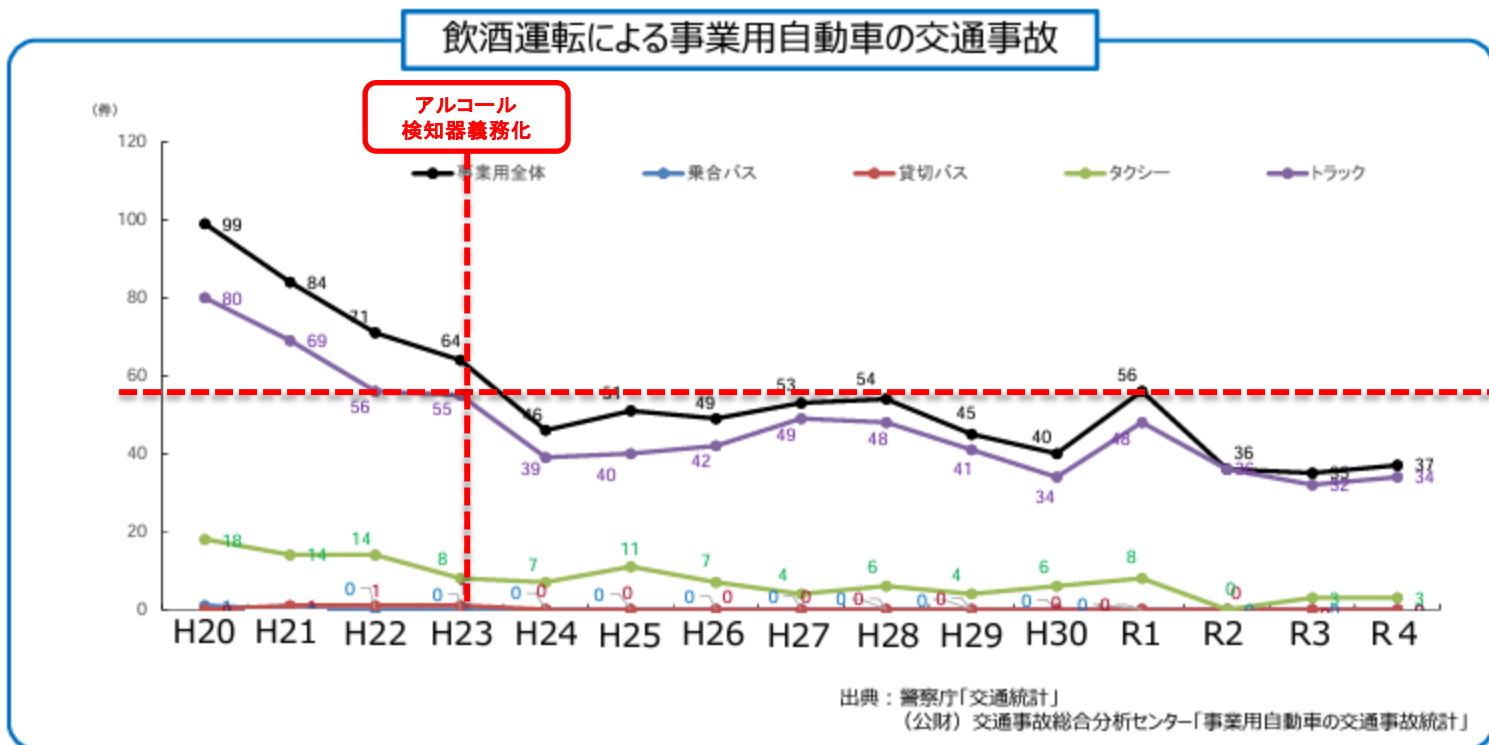
---



## 事業用自動車による飲酒運転事故件数の推移



- 事業用自動車による飲酒運転事故件数は、平成24年以降横ばいの状況が続いている。
- 飲酒運転の根絶に向け、引き続き飲酒運転を未然に防止するためのルール作り等の取組が必要。



# 警察庁通達412号

安全運転管理者選任事業所が使用すべきアルコール検知器の性能要件

(3)アルコール検知器の性能等  
アルコール検知器については、道路  
交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会  
が定めるアルコール検知器を定める件（令和3年国家公安委員会告示  
第63号）により、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を  
警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器であれば足りるこ  
ととされている。また、アルコール検知器には、**アルコールを検知して、原動  
機を始動することができないようにする機能を有するものを含む。**

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/enzenuntenkanrisya/pdf/unyoutsuutatsu.pdf>

# 飲酒運転抑止力 比較表

## (アルコール検知器タイプごと)

検知器タイプ	形状	記録保存	クルマを止める機能	飲酒抑止力
簡易型	ハンディ型 小型	無し	×	低
記録型	据え置き型	PC・電子データ	×	普通
記録型	据え置き型	感熱ロール紙	×	普通
スマホ接続型	小型・ 持ち運び型	クラウドサーバー	×	普通
<b>アルコール インターロック</b>	<b>車両装着型</b>	<b>PC・電子データ</b>	○	<b>高</b>